

令和9年度地域の文化・芸術活動助成事業 研修プログラム募集要項

1 趣旨

地方公共団体等の自主事業における企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、公立文化施設等の企画・運営に携わる者や「地域文化コーディネーター」等の地域の文化・芸術活動を担う者を対象として、スキルの向上及びノウハウの習得を目的とする、地方公共団体等が主体的に企画・実施する実践的な人材育成事業に助成する。

また、本事業の成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興を通じて、創造性豊かな地域づくりの推進を図るものとする。

2 事業実施者

事業実施者は、助成要綱第3条の規定によるものとする。

3 事業要件及び事業実施期間

(1) 事業要件

本プログラムで助成する事業は、以下の要件を全て満たすものとする。

① [自主性]

地方公共団体等が主体的に企画し、実施する事業であること。

なお、企画会社等から持ち込まれた企画は対象としない。

② [対象者]

地域における文化・芸術環境づくりを担う者として、次のア～オに掲げる者を対象とするものであること。ただし、通常の職員研修に類するものや、館内職員のみまたは特定のグループのみを対象とする研修事業は対象としない。

ア 地方公共団体において文化行政を担う者

イ 公立文化施設に携わる者

ウ 公立文化施設と連携し、「地域交流プログラム」等を実施する学校の教員、福祉施設の職員、NPO等の関係者

エ 「地域文化コーディネーター」として、地域と文化・芸術活動とをつなぐ活動を行う者

オ 上記ア～エに該当しない地方公共団体の職員※

※オに該当する者を対象とする研修事業については、地方公共団体の職員が文化・芸術を通じて地域課題に向き合う取組を促進することを目的として、アートの手法を用いたワークショップ等を実施するものに限る。

③ [実践性]

実践的な内容を伴う研修であること。なお、一日のみの座学や講演会中心の一方的な研修事業及び研修成果の発表のみを目的とする公演は対象としない。

ア ワークショップやアウトリーチなどの体験型プログラム

イ 少人数によるグループ討議、フィールドワークなど、受講者の主体的な参加を伴う双方向型プログラム

ウ 研修期間が2日以上であること。

ただし、アーティストによる質の高い創作活動に直接触れることにより、参加者の感受性やコミュニケーション能力を引き出すなどの幅広い効果が期待される「地域交流プログラム」

を、未実施の公立文化施設等に普及することを主たる目的とし、当該プログラムの実務を担うことが期待される担当者等に対する導入促進のための効果的な普及活動を内容とする事業については、③の要件の一部を満たさない場合であっても対象とする。なお、本財団が実施する「地域創造フェスティバル」を参考とすること。

④ **【モデル性】**

他の地域の参考となるような研修であること。

(2) 事業実施期間

令和9年度に申請の対象となる期間は、令和9年4月1日以降に実施し、令和10年3月31日までに完了する部分とする。

4 助成措置

(1) 助成対象期間

1年間とする。

(2) 助成額

助成額は、次の算式により算出された額と助成上限額とを比較し、いずれか少ない額を基本として、予算の範囲内で決定する。

【助成額】 (助成対象事業経費－参加料等収入) × 2 / 3

【助成上限額】 200万円

- ① 事業実施者が指定管理者または特定公益法人で、利用料金制度を採用していない場合
助成対象事業経費から地方公共団体に帰属する参加料等収入を控除する。
- ② 事業実施者が実行委員会等で、参加料等収入が当該実行委員会等に帰属する場合
助成対象事業経費（事業実施者が支出する助成要綱別紙1に掲げる助成対象事業に係る直接経費の財源として申請者が負担する額）から当該参加料等収入を控除する必要はない。

5 助成に関する手続き

事業の助成を希望する地方公共団体等は、次に掲げる書類（以下、「助成申請書」という。）を、助成要綱第5条の規定により提出するものとする。

(1) 助成事業の申請

- ① **共通資料（提出部数 ア～エ：紙媒体各1部、電子データ各1部、オ：紙媒体各1部）**

ア 事業申請書（別記様式1－1）

イ 申請概要書（別記様式1－2）

ウ 助成対象事業経費の内訳（予定）（別記様式1－3）

エ 事業概要（別記様式1－4）

オ 添付資料

（ア）会場パンフレット

（イ）申請事業の概要を把握できる企画書・リーフレット等

（ウ）支出内訳の具体的な積算根拠を明示した資料（任意様式）

② 必要に応じて提出する資料（提出部数：紙媒体各1部）

ア 申請者が特定指定管理者または特定公益法人の場合

（ア）副申書（別記様式2）

（イ）基本財産（当初出資、現基本財産構成等）に関する資料

イ 事業実施者が指定管理者の場合

指定管理者として指定を受けていることを証する書類

ウ 事業実施者が実行委員会等の場合

（ア）規約等

（イ）実行委員等名簿

（ウ）組織体系図

（エ）事業計画

（オ）予算資料

（2）申請内容の変更（提出部数：紙媒体各1部）

① 事業変更承認申請書（別記様式3-1）

② 事業変更の概要（別記様式3-2）

③ 当初申請書類を見え消しで訂正したもの

（3）実績報告

① 共通資料（提出部数 ア～エ：紙媒体各1部、電子データ各1部、オ：紙媒体各1部）

ア 実績報告書（別記様式4-1）

イ 実績概要書（別記様式4-2）

ウ 助成対象事業経費の内訳（実績）（別記様式4-3）

エ 助成対象事業経費の明細及び請求書（または領収書）の写しの整理表（別記様式4-4）

オ 添付資料

（ア）チラシ、ポスター、各種広報媒体の写し、報告書等成果物、看板等の写真

（イ）請求書（または領収書）の写し、各費目の具体的な積算根拠を明示した資料
（助成要綱別紙2参照）

（ウ）アンケートの様式及び集計結果

（エ）研修用資料

（オ）受講者名簿（受講者の職種等を明記し、3（1）②[対象者]の区分が判別できるようにすること）

（カ）その他参考となる資料

② 必要に応じて提出する資料（提出部数：紙媒体各1部）

ア 事業実施者が一般指定管理者の場合

一般指定管理者に対して申請者が助成対象事業経費として支出した金額を証明できる書類の写し

イ 事業実施者が実行委員会等の場合

（ア）実行委員会等に対して申請者が助成対象事業経費として支出した金額を証明できる書類の写し

(イ) 実行委員会等の収支決算書

(4) 提出先

申請に当たっては、助成要綱第5条の規定により提出を行うものとする。なお、助成決定（内定）後の事業内容の変更承認申請及び実績報告については、申請者が直接地域創造に提出するものとする。

① 紙媒体等の郵送物

〒107-0052

東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル9階

一般財団法人地域創造 総務部 助成担当あて

② 電子データ

メールアドレス： josei@jafra.or.jp

6 助成等の表示

助成要綱第6条第1項から第3項の規定により、全ての成果物に、地域創造が助成している旨を必ず表示すること。なお、地域創造が助成している旨の表示がなかった場合には、事前に地域創造の承認を得たものを除き、原則として当該成果物の作成にかかった経費は助成対象経費に含めないものとする。

7 アンケート調査の実施

助成要綱第6条第4項の規定により、アンケート調査を実施すること。なお、アンケート調査を実施しなかった場合には、地域創造は助成を取り消すことがある。

8 その他

この要項に定めのない事項については、地域創造が別に定めるものとする。